

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 35(オ)32	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	損害賠償請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 35 年 5 月 6 日	原審裁判年月日	昭和 34 年 10 月 9 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 14 卷 7 号 1136 頁		

判示事項	商法第五二〇条の取引時間外に弁済がなされた場合と遅滞責任の有無。
裁判要旨	商法第五二〇条にいう取引時間外に弁済がなされても、債権者が任意に弁済を受領し、それが弁済期日内であるときは、債務者は履行遅滞の責を負わない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告理由第一点について。 原判決の引用した第一審判決は、営業時間後にした支払を営業時間内の債務の履行であるとしているのではなく、商法五二〇条にいう取引時間外になされた弁済の提供であつても、債権者が任意に弁済を受領し、それが弁済期日内であれば、債務者は遅滞の責を負うことはないとしているのであり、その判断は正当であるから、論旨は理由がない。 同第二点について。 所論は原審の専権に属する証拠の取捨判断を非難するものにすぎず、採るを得ない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 小谷勝重 裁判官 藤田八郎 裁判官 池田克 裁判官 河村大助 裁判官 奥野健一)

※参考：判例タイムズ 106 号 35 頁